

業 務 委 託 契 約 書 (案)

公益財団法人広島県下水道公社を発注者とし、〇〇〇〇〇〇〇〇を受注者として、発注者、受注者両当事者は、次のとおり委託契約を締結した。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 委託業務名 | 沼田川流域下水道沼田川浄化センター
及び沼田東中継ポンプ場電気測定業務 |
| 2 | 委託期間 | 契約締結の翌日から令和9年2月28日まで |
| 3 | 委託料 | 金〇,〇〇〇,〇〇〇円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金〇〇〇,〇〇〇円)
(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」とは、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。 |
| 4 | 支払通貨 | この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。 |
| 5 | 前金払い | なし。 |
| 6 | 部分払い | なし。完了払いとする。 |
| 7 | 契約保証金 | 免除する。 |

(目的)

第1条 発注者は、上記の業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これを受託した。

(実施の方法)

第2条 受注者は、善良な管理者の注意をもって誠実かつ適正に履行するものとする。

(業務計画表)

第3条 受注者は、仕様書及び図面にに基づき業務計画表を作成し、発注者の指定する日までに、これを提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めたときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(発注者の調査権)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、いつでも受注者に対し、委託業務の実施の状況等の報告を求め、又は実地に調査することができる。

(業務責任者等)

第7条 受注者は、委託業務の業務責任者を定め、書面により速やかに発注者に通知し

なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 受注者又は業務責任者は、この契約の履行に関し、発注者の指示に従って委託業務の運営管理、現場の取締その他委託業務の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。

(第三者の権利の使用)

第8条 受注者は、委託業務の実施に際し、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知することにより委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を停止又は中止することができるものとする。

- 2 前項の場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、当該変更事項について、発注者は、受注者と協議してこれを定めるものとする。

- 3 第1項の場合において、受注者が損害を受けたと認められるときは、発注者は、受注者と協議してその損害を賠償するものとする。

(損害の負担)

第10条 受注者は、委託業務の実施につき第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、委託業務の実施につき生じた損害は、発注者の責めに帰すべき理由による場合を除き、受注者が負担するものとする。

(業務報告)

第11条 受注者は、委託期間中各月ごとに業務報告書を作成し、翌月10日までに発注者に提出しなければならない。

ただし、別に仕様書で定める場合は、それによるものとし、業務計画上作業を実施しないこととなっている月については、提出を要しない。

(検査)

第12条 発注者は、前条の規定による業務報告書を受領したときは、受領した日から起算して10日以内に、委託業務の成果（以下「成果」という。）が契約の内容に適合しているか検査を行うものとする。

- 2 受注者は、成果が前項の検査に合格しないときは、直ちに契約の内容に適合するように修補を行った後、発注者に修補完了届を提出して再検査を受けなければならない。
- 3 再検査の期日については、第1項の規定を準用し、発注者が修補完了届を受領した日から起算する。

(委託料の請求)

第13条 受注者は、全ての委託業務が完了し、最終の成果が前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対し委託料を書面により請求することができる。

(委託料の支払)

第14条 発注者は、前条の規定により受注者から適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から起算して30日以内に、これを支払わなければならない。

2 受注者は、発注者が前項の支払期限までに支払を完了しないときは、支払期限到来の日の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、当該未払いの額につき、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定によって財務大臣が決定した率の割合で算定した額の遅延利息を、発注者に請求できるものとする。

（契約の解除等）

第 15 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約に違反したとき。
 - (2) この契約締結後の事情の変更により、委託業務を実施する必要がなくなったとき。
 - (3) 受注者がこの契約を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき（委託業務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除く。）。
 - (4) 委託業務の全部の履行が不能であるとき。
 - (5) 受注者が、この契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (6) 委託業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が、この契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (7) 契約の性質又は契約当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約の履行をせず、履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (9) 受注者が、監督官庁から、委託業務の履行に必要な業務に係る営業許可の取消又は停止等の処分を受けたとき。
- 2 発注者は、次の各号に該当する場合は、この契約の一部を解除することができる。
- (1) 委託業務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者が、この契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 3 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合は、解除の日までに実施した出来高部分を書面をもって発注者に報告しなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに検査を行い出来高を確定し、当該出来高に相応する委託料相当額を受注者に支払うものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、それが自己の責めに帰すべき理由によるときは、委託料の 10 パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。
- (1) 第 1 項及び第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

6 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生債務者等

第15条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 役員等又は使用者が、業務に関し暴力行為を行ったと認められるとき。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（履行遅滞による損害賠償）

第16条 受注者が、自己の責めに帰すべき理由により、この契約に定める委託期間内に委託業務を完了することができない場合で、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込があると認められるときは、発注者は、受注者から損害賠償金を徴して、委託期間を延長することができる。

2 前項の損害賠償金は、延長前の委託期間満了の日から第12条の規定による検査に合格する日までの日数に応じ、発注者が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額につき、年14.5パーセントの割合で算定した額とする。

（天災等による履行不能）

第17条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに書面をもってその旨を発注者に申し出るものとする。

(守秘義務)

第 18 条 受注者は、成果（一部成果を含む。）及び委託業務の実施に際して知り得た事実を、他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(機密情報の保護及び情報セキュリティ)

第 19 条 受注者は、業務を行うため機密情報を取り扱うに当たっては、別記「機密情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 受注者は、業務を行うため機密情報を電磁的記録で取り扱うに当たっては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(関係書類の整備)

第 20 条 受注者は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を委託業務完了後 5 年間保存するものとする。

2 受注者は、発注者の請求があれば、いつでも前項の書類を提出するものとする。

(疑義の解決)

第 21 条 この契約書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約書に定めのない事項で必要がある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとし、協議が整わないときは、発注者の決定するところによる。

この契約の締結を証するため契約書 2 通を作成し、発注者・受注者両当事者が記名・押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 広島市南区向洋沖町 1 番 1 号
公益財団法人広島県下水道公社
理事長 上 仲 孝 昌

受注者

機 密 情 報 取 扱 特 記 事 項

第 1 章 基本的事項

(機密情報)

第 1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、提供方法及び媒体を問わず、本件業務を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得若しくは作成した情報（公になっている情報及び本契約後に公になった情報を除く。以下「機密情報」という。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者は、業務に関して知り得た機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外利用・提供の禁止)

第 3 受注者は、機密情報を本件業務の履行のために必要な範囲において利用できるものとし、発注者の指示又は承諾があるときを除き、利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製又は加工)

第 4 受注者は、発注者が禁止している場合を除き、本件業務の履行のために必要な範囲において機密情報を複製又は加工することができるものとし、複製又は加工により生じた情報についても本契約に基づく機密情報として取り扱うものとする。

(安全管理措置)

第 5 受注者は、機密情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第 6 受注者は、業務に従事している者（正社員のほか、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う機密情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育の実施)

第 7 受注者は、機密情報の情報セキュリティに対する意識の向上及び漏えい等の防止のため、従事者に対し適切な教育及び研修を行わなければならない。

(機密情報の持ち出しの禁止)

第 8 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、機密情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第 9 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（二以上の段階にわたり委任し、又は請け負わせる場合を含む。以下「再委託等」という。）る場合には、再委託等の相手

方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく機密情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第10 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第11 受注者は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における機密情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(機密情報の返還、消去又は廃棄)

第12 受注者は、機密情報及び機密情報が記録された媒体等について、成果物の引渡し後（法令に定めがある場合は、当該期間経過後）、発注者の指定した方法により、直ちに返還、消去又は廃棄しなければならない。また、発注者から求められた場合にはその状況を報告しなければならない。成果物の引渡し後、返還、消去又は廃棄するまでの間における機密情報の取扱いについては、本特記事項を遵守するものとする。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、業務を処理するために取り扱う機密情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。また、機密情報の適切な管理を確保するため必要と認められる場合には、受注者に対し必要な指示を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14 受注者は、業務に関し機密情報の漏えい等若しくは機密情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16 受注者が本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を及ぼした場合には、発注者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、発注者又は第三者に対して生じた損害を賠償するものとする。

(存続期間)

第17 本特記事項の効力は本件業務に係る契約期間の満了まで有効とする。ただし、第2（秘密の保持）、第12（機密情報の返還、消去又は廃棄）、第14（漏えい等の発生時における報告）及び第16（損害賠償）の規定については、契約期間の満了後も有効に存続するものとする。

(協議事項)

第18 本特記事項に定めのない事項に関しては、別途発注者と誠実に協議の上、円満な解決を図るものとする。

第2章 個人情報の取扱いに係る特約

(趣旨)

第1 本件業務を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得又は作成した機密

情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報が含まれる場合には、個人情報保護法に基づき個人情報を取り扱うとともに、本特記事項第1章の規定に加えて、本章の規定を遵守しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第2 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報保護法に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（取得の制限）

第3 受注者が業務を行うに当たって個人情報を取得する場合には、業務を遂行するために必要な範囲として発注者が指定した範囲を超えて、個人情報の取得及び保有を行ってはならない。

（利用目的の明示）

第4 受注者が業務を行うに当たって本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、発注者の指示に従い、個人情報保護法第62条に規定する利用目的の明示等の必要な措置を行うものとする。

（安全管理措置）

第5 受注者は、個人情報保護法第66条第2項の規定に従い、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（教育の実施）

第6 受注者は、個人情報取扱作業責任者及び従事者に対して、個人情報の保護及び個人情報取扱業務の適切な遂行のために必要な教育及び研修を実施しなければならない。

（再委託等）

第7 受注者は、再委託等を行う場合には、再委託等の相手方に対し、本章の規定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとし、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

別記

情報セキュリティに関する特記事項

(総則)

第1 この特記事項は、受注者が業務を行うに当たって、機密情報取扱特記事項第1章第1に規定する「機密情報」が含まれた電磁的記録を取り扱う場合の特則を定めるものであり、受注者は、機密情報取扱特記事項と合わせて本特記事項を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第2 受注者は、業務を行うに当たっては、別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

(安全管理措置)

第3 受注者は、機密情報を含む電磁的記録（以下「機密データ」という。）の取扱いに当たっては、機密データの漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等の防止のために、必要かつ適正な管理（以下「安全管理措置」という。）を行うものとする。

(作成、複製又は加工)

第4 受注者が、機密データを作成、複製又は加工（以下「作成等」という。）しようとする場合には、本件業務の履行のために必要な範囲において行うものとし、作成等の途上で生成される情報についても、第3と同等の安全管理措置を講じなければならない。また、作成等の途上で不要となった情報については、随時消去するものとする。

(機密データの保存等に係る届出)

第5 受注者はあらかじめ、業務の遂行において取り扱う機密データの保存先等の情報（オンラインストレージ等のクラウドサービスを使用している場合に当たっては、利用契約先の情報等を含む。）を別記様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届出を行うものとする。

(機密データの持出等の禁止)

第6 受注者は、あらかじめ発注者の承認を得た場合を除き、機密データの社外への持出及び第5により届出を行っていないオンラインストレージ等のクラウドサービス上に保存する行為を行ってはならない。ただし、設計図書に定める現場における作業のため機密データを持ち出す場合は、あらかじめ発注者の承認を得たものとみなす。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 受注者は、機密データの業務遂行の目的以外の目的による利用及び第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等及び同条第4号の2に規定する親会社等を含む。）への提供を行ってはならない。

(生成AIの利用)

第8 受注者は、本契約に基づく業務遂行のため、生成AI（文章、画像、プログラム等を生成できるAIモデルをいう。以下同じ。）又は生成AIを利用したサービス（以下「生成AI等」という。）において機密データを取り扱う場合には、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 受注者は、本業務に関して入力した内容が生成AI等の学習に利用されない生成AI等を使用すること。
- 2 生成AI等を利用して作成した納品成果物については、生成AI等を利用している旨を発注者に明示して納品すること。
- 3 利用する生成AI等に関する情報をあらかじめ別記様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届出を行うこと。

(教育の実施)

第9 受注者は、機密データを取り扱う従事者に対し、別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」を理解し、実践するために必要な情報セキュリティに係る教育及び訓練を実施するものとする。

(再委託等に当たっての留意事項)

第10 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（二以上の段階にわたり委任し、又は請け負わせる場合を含む。以下「再委託等」という。）る場合には、再委託等の相手方にこの特記事項及び別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」を遵守させなければならない。

(再委託等に係る連帯責任)

第 11 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(機密データの返還等)

第 12 受注者は、本契約による業務を遂行するために利用又は作成した機密データについて、成果物の引渡し後（法令に定めがある場合は、当該期間経過後）直ちに、返還又は消去を行うものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。成果物の引渡し後、返還又は消去するまでの間における機密情報の取扱いについては、本特記事項を遵守するものとする。

(再委託等の相手方からの回収等)

第 13 受注者が再委託等の相手方に機密データを提供した場合において、受注者は、業務終了後直ちに再委託等の相手方から機密データを回収し、又は再委託等の相手方に消去させるものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(報告等)

第 14 報告等については、次のとおりとする。

- 1 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他のセキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。
- 2 受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で取り扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第 15 発注者は、この特記事項の遵守状況の確認のため、受注者又は再委託等の相手方に対して立ち入り検査（発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001 等）の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第 16 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（再委託等の相手方により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第 17 発注者は、本契約に係る受注者の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができる。受注者はこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第 18 受注者が本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を及ぼした場合には、発注者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、発注者又は第三者に対して生じた損害を賠償するものとする。

(存続期間)

第 19 本特記事項の効力は本件業務に係る契約期間の満了まで有効とする。ただし、第 12（機密データの返還等）、第 13（再委託等の相手方からの回収等）、第 14（報告等。ただし、第 1 項の規定を除く。）及び第 18（損害賠償）の規定については、契約期間の満了後も有効に存続するものとする。

(協議事項)

第 20 本特記事項に定めのない事項に関しては、別途発注者と誠実に協議の上、円満な解決を図るものとする。

受託者向け情報セキュリティ遵守事項

1 趣旨

この受託者向け情報セキュリティ遵守事項は、情報セキュリティに関する特記事項（以下「特記事項」という。）に基づき、受注者が業務を行う際の細則及び具体的な手順を定めたものであり、受注者は特記事項と合わせて遵守する義務を負う。

2 機密データの管理・保管及び持出

(1) 管理・保管

受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

(2) 持出

受注者は、特記事項第6（機密データの持出等の禁止）に基づき、あらかじめ発注者の承認を得て機密データを社外へ持ち出す場合には、機密データを出力又は保存した機器又は媒体について盗難及び紛失が発生しないよう十分な対策を講じるとともに、機密データの暗号化又は電子ファイルを開くためのパスワードを設定するなど第三者への漏えい等を防ぐための安全管理措置を講じること。

3 クラウドサービスの利用

(1) 事前の届出

受注者は、オンラインストレージ等のクラウドサービス（以下「クラウドサービス」という。）を利用して機密データを取り扱う場合には、特記事項第5（機密データの保存等に係る届出）に基づき事前に届出を行ったクラウドサービスを利用するものとする。また、利用するクラウドサービスを変更しようとする場合には、あらかじめ再度の届出を行うものとする。

(2) 提供事業者によるアクセス等

受注者がクラウドサービスにおいて機密データを取り扱う場合には、当該クラウドサービスの提供事業者による機密データのアクセス若しくは利用等が可能な契約又は利用規約とされているクラウドサービスを使用してはならない。ただし、発注者から承諾がある場合にはこの限りではない。

(3) 機密データの消去等

受注者は、業務中にクラウドサービスにおいて取り扱う機密データについて、不要となった時点で随時に機密データの消去を行うとともに、成果物の引渡し後はデータの消去又は暗号鍵を削除する等の対応により、保存した機密データが復元困難となる措置を講じること。

4 情報機器等の管理

(1) 情報機器

受注者は、機密データを取り扱う機器（ノートPC及びタブレット等の端末、サーバ等）をネットワークに接続して使用する場合には、セキュリティ対策ソフトの導入等により外部からの侵入及び漏えい等を防止するための必要な対策を講じるとともに、OS及びソフトウェアを最新の状態に更新するなど、セキュリティの脆弱性に関する対策を講じなければならない。

(2) ネットワーク接続

機密データを取り扱う機器又は情報システムを外部のネットワークと接続して利用する場合には、取り扱う機密情報の重要性に応じて、適正なセキュリティ対策を講じること。

5 パスワード管理

機密情報の保管・管理、電子ファイルの閲覧制限、情報システムの管理その他のセキュリティ対策のため、パスワードによる管理を行う場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 従事者個人に割り当てられたパスワードは当該従事者以外の者に漏れることがないように適切に管理すること。
- (2) パスワードが流出したおそれがある場合には、受注者におけるセキュリティ管理者に速やかに報告するとともに、パスワードを変更する対応を行うこと。

6 情報の送受信

受注者が、発注者又は発注者が送付先として指定した者を送り先として機密データを含む情報を送受信する場合には、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 電子メール
 - ア 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
 - イ 発注者が送付先として指定したメールアドレスが複数ある場合の送信については、送付先のメールアドレスを BCC に入れる又は個別送付が可能なソフトウェアを利用するなど、送付先のメールアドレスの漏えいを防ぐための適切な対策を講じること。
- (2) ファイル交換・転送サービス
 - ファイル交換・転送サービスによる送受信を行う場合は、発注者が指定したサービスとすること。
- (3) オンラインストレージ
 - オンラインストレージを利用して送受信を行う場合には、発注者が指定したオンラインストレージを利用すること。

7 従事者の教育

特記事項第 9（教育の実施）に基づき、受注者は次の事項を遵守すること。

- (1) 従事者の教育状況の管理
 - 受注者において、本業務の従事者が適切な教育及び訓練を受けた者であるか確認すること。また、業務の履行期間中であっても、教育状況が不十分と思われる事案が生じた場合は、追加の教育及び訓練を実施すること。
- (2) 教育状況の報告
 - 受注者は、本契約の期間中に発注者が従事者の教育状況の確認を求めた場合には、教育及び訓練の内容、実施日時並びに受講状況等を報告すること。
- (3) 再委託先等の従事者
 - 再委託先等の従事者の教育状況について発注者が確認を求めた場合には、(2)の報告に代えて、受注者が再委託先等の教育状況を確認した方法及び内容について報告すること。

8 機密情報の漏えい・紛失の防止策の徹底

受注者は、機密情報の漏えい・紛失を防止するため、次の事項に留意するとともに、機密情報を取り扱う従事者に対し適切な指示及び監督を行うこと。

- (1) ノート PC 等のモバイル端末の社外利用
 - ノート PC 等のモバイル端末を社外で使用する場合には次の事項を遵守すること。
 - ア ノート PC 等のモバイル端末を第三者が使用することがないように、利用認証等の適切なセキュリティ対策を行うこと。
 - イ ノート PC 等のモバイル端末に直接機密データを保存する場合には、データ暗号化等による紛失・盗難時の対策をとること。
 - ウ 飲食店、公共施設、休憩所など、本件業務と関わりのない不特定多数の者が利用する場所において、ノート PC 等のモバイル端末を利用しての業務を行わないこと。
 - エ 公衆 Wi-Fi 等の不特定多数の者が利用可能なネットワークに接続しないこと。
 - オ ノート PC 等のモバイル端末の紛失及び盗難に十分注意するとともに、短時間であっても部外者が立ち入る恐れのある共用スペースや車内に放置しないこと。
 - カ 盗難及び紛失の防止のため、酒席へのノート PC 等のモバイル端末の持込みを行わないこと。
- (2) 書類の取扱いについて
 - 機密データを印刷した書類については、次のとおり取り扱うこと。
 - ア 機密データを書類として出力する場合には、情報の流出防止のため、必要最低限の範囲に限るものとし、不要となった時点でシュレッダー等による廃棄を行うこと。

イ 飲食店、公共施設、休憩所など、本件業務と関わりのない不特定多数の者が利用する場所において、当該書類を用いた業務を行わないこと。

ウ 発注者の承諾がある場合を除き、第三者への閲覧、複写又は提供を行わないこと。

エ 盗難及び紛失の防止のため、酒席へ当該書類の持込みを行わないこと。

(3) その他の禁止事項

ア 不特定多数の者が立ち入る場所で携帯電話等の通話手段を利用する場合には、機密情報が含まれる内容を話してはならない。

イ 部外者が聞き取る可能性がある場所（公共交通機関、エレベータ、食堂、飲食店、家庭内など）で本件業務に係る内容を話してはならない。

ウ 発注者の承諾がある場合を除き、ソーシャルメディアにおいて本業務に係る内容及び本業務を推察できる内容の発信を行なってはならない。

9 セキュリティ事案発生時の連絡・対応

受注者は、本業務に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合の連絡・管理体制をあらかじめ定めるとともに、情報セキュリティインシデントの発生又は発生したおそれがある場合には次の対応を行わなければならない。

(1) 一報

受注者は、発注者が指定した連絡窓口に、最初に事案を認識した時点から 60 分以内に一報の連絡をすること。

(2) 続報

一報後、発注者が求める事項について、速やかに続報の連絡を行うこと。

(3) 受注者による公表

情報セキュリティインシデント事案の発生について受注者が公表する場合には、事前に発注者に対して公表を行う旨の連絡をするものとする。ただし、損害の発生が生じる可能性があり急を要するなど、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

機密データの保存等に関する届出書

令和 年 月 日

(住所)
(商号又は名称)
(代表者職氏名)

令和 年 月 日付け「 業務委託契約」に係る業務の遂行において取り扱う機密データの保存等について次のとおり届け出ます。

1 機密データの保存に使用する媒体等の名称 例 USBメモリ、社内PC内ストレージ、外付けハードディスク、自社サーバ、レンタルサーバ、クラウドストレージ（複数該当する場合は、複数記載）	
2 機密データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地等 例 米国、システム管理に関するログ情報を保管	☐ 日本国内のみ ☐ 日本国外（全部又は一部）（国名） （日本国外に保存する機密データの概要）
3 オンラインストレージ等のクラウドサービスの利用の有無 ※ 利用契約先が複数ある場合には、サービスごとに記載してください。	☐ 有（利用契約先の情報） ア サービス名称 イ 利用契約先の名称 ウ 機密データの物理的保存先に係る情報等 ☐ 無
4 利用するオンラインストレージ等のクラウドサービスの第三者認証の情報 ※ 3が「有」の場合のみ記載してください。 ※ 利用契約先が複数ある場合には、サービスごとに記載してください。	☐ 有（第三者認証の名称： ） ☐ 無

5 生成A Iの利用の有無 ※ 本業務の機密データの取扱いについて、生成A I又は生成A Iを利用したサービスでの利用の有無を回答してください。また、有とした場合にはアからウについて記載してください。	☐ 有 ア 利用サービス名 イ サービス提供事業者 ウ 生成A Iを利用する業務及び作業の具体的内容 ☐ 無
6 再委託等の有無 ※ 本契約に係る業務に関して機密データの取扱いを第三者に委任し、又は請け負わせる予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたり委任し、又は請け負わせる場合を含みます。）。	☐ 有 (再委託先等の名称) (再委託先等に委託する具体的な業務内容) ☐ 無

※ 今回の届出事項に変更があった場合には、再度届出を行ってください。

【注記事項】

- 1 機密データの保存等の状況により、安全管理措置上の問題が生じる場合には、機密データの保存方法等について変更を求める場合があります。
- 2 再委託等を行う場合には、あらかじめ発注者の書面による承諾を得る必要があります（ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分はこの限りでない）。
- 3 再委託先等がある場合には、当該再委託先等もこの届出書を提出する必要があります。